

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日に当たるときは、その翌日)

鳥取県告示第六百六十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十五年十月二日

土地改良事業計画の適否の決定
解除予定の保安林

土地の用途廃止

◇選管告示

鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における当選人の住所及び氏名

鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における当選人への当選証書の附与

選舉管理委員会の招集

昭和四十五年度後期の技能検定の実施

◇正誤
昭和四十五年五月鳥取県告示第三百六十六号中訂正

示 告

指定年月日	名	称	所	在地	開設者
昭和四十五年九月十日	芦立	外科脳神経外科医院	米子市西福原字西原新町三七〇一四	道東米川添	石破二朗

鳥取県告示第六百六十一号

昭和四十四年十一月鳥取県告示第六百七十号（鳥取県技能検定協会が行なう一級及び二級の技能検定試験の手数料の額について）の一部を次のよう改定する。

昭和四十五年十月二日

鳥取県知事 石破二郎

「普通旋盤加工」	「タレット旋盤加工」	「フライス盤加工」	「合成樹脂製品圧縮成形」	「合成樹脂製品射出成形」
「平面研削盤加工」	「ボーラー盤加工」	「治工具仕上げ」	「金型仕上げ」	「機械組立て仕上げ」
「実技試験の表中」	「仕上げ」	「を」	「機械検査」	「機械検査」
「機械加工」				
「機械検査」				
「金型仕上げ」				
「機械組立て仕上げ」				
「機械検査」				
「金属プレス加工」				
「空気調和設備配管」				
「給排水衛生設備配管」				
「建築板金」	「に、」	「配管」	「に、」	「洋裁」
「工場板金」				
「洋裁」				
「和裁」				
「横編みメリヤス縫製」	「に、」	「家具製作」	「に、」	「活版
「丸編みメリヤス縫製」				
「たて編みメリヤス縫製」				
「活版文選」	「に、」	「プロセス製版焼付」		
「活版植字」				
「プロセス製版校正」				

け
に、
合 成 樹 脂 製 品 圧 縮 成 形
合 成 樹 脂 製 品 射 出 成 形
を

広告美術仕上げ	印章彫刻
四千円	三千円

広告美術仕上げ	四千円
合 成 樹 脂 製 品 圧 縮 成 形 合 成 樹 脂 製 品 射 出 成 形	四千円

鳥取県告示第六百六十二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡佐治村大字中字名馬山二六一の一四、二六一の一七
- 二 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 三 解除の理由
道路敷地とするため

鳥取県告示第六百六十三号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

三 縦覧に供する場所
西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡福部村大字海士字高浜八八九の五〇一（次の図に示す部分に限る。）二 保安林として指定された目的
飛砂の防備三 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百六十四号

昭和四十五年七月二十日付で西伯町長から申請のあつた土地改良（常清地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百六十五号

昭和四十五年八月二十日付で西伯町長から申請のあつた土地改良（馬場地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年十月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年十月五日から二十日間

鳥取県告示第六百六十六号

昭和四十五年六月三十日付で日吉津村長から申請のあつた土地改良（海川地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 縦覧に供する場所

日吉津村役場

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

昭和四十三年八月六日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における当選人の住所及び氏名は次のとおりであるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百一条第二項の規定により告示する。

昭和四十五年十月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

所 氏 名

鳥取県岩美郡福部村大字岩戸二八一番地 宮 本 定 男

選挙管理委員会告示

場	所	(面積 平方メートル)	用途
倉吉市上米積字下田四六三ノ七番地先から 四六四四ノ二番地先まで		四五・八六	水路敷
"	四六二番地先	二三・一三	
		堤 敷	

鳥取県告示第六百六十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年九月二十二日から用途廃止した。

昭和四十五年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

昭和四十三年八月六日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における次当选人に漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百五条第一項の規定に基づき當選証書を附与したので、漁業法第九十四条第一項において準用する公職選挙法第二百五条第三項の規定により告示する。

昭和四十五年十月一日	鳥取県選挙管理委員会委嘱職員 加藤 勉	物製作、建具製作、木型製作及び印章彫刻
住 所	鳥取県岩美郡福部村大字石川一八一番地 田本定男	2 検定の等級 技能検定は、一の職種ごとに1級及び2級に分けて行なう。
1 日時 昭和四十五年十月六日 午前十一時	鳥取県選挙管理委員会委嘱職員 加藤 勉	3 検定の方法 検定は、実技試験及び学科試験によつて行なう。
11 場所 鳥取市東町一丁目11番地	鳥取県選挙管理委員会委嘱職員 加藤 勉	4 試験の実施期日及び実施場所等
11 議題 鳥取県知事選挙の執行等について	鳥取県選挙管理委員会委嘱職員 加藤 勉	(1) 実技試験 ア 實施期日 昭和45年12月6日(日)から昭和46年3月7日(日)までの間に おいて、指定する日に行なう。

公 告

告

職業訓練法(昭和44年法律第64号)第64条第2項の規定に基づき、昭和45年度後期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により公告する。

昭和45年10月2日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 実施する検定職種
普通旋盤加工、フライス盤加工、治工具仕上げ、工場板金、建築板金、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、指物製作、建具製作、木型製作、

検 定 職 種	実 施 期 日
普通旋盤加工、フライス盤加工、治工具仕上げ、工場板金、建築板金、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、指物製作、建具製作、木型製作、	昭和45年2月28日(日)
印章彫刻	3月7日(日)

イ 実施場所

別途鳥取県技能検定協会から通知する。

5

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市元町 124 鳥取県技能検定協会（電話鳥取22-3494）

(3) 受付期間

昭和45年10月6日（火）から昭和45年10月27日（火）まで（郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。）

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県技能検定協会で交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、20円切手をはつたもの）を同封して行なうこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 受検手数料

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検定職種		手数料
普通旋盤加工		4,000円
フライス盤加工		4,000円
治工具仕上げ		4,000円
工場板金		3,000円
建築板金		3,000円
空気調和設備配管		3,000円
給排水衛生設備配管		3,000円
時計修理		4,000円
指物製作		3,000円
建具製作		3,000円
木型製作		3,000円
印章彫刻		3,000円

イ 学科試験の受検手数料

1,000円

(2) 納付方法

- (1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県技能検定協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料は納付を要しない。
- (3) その他
受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は返還しない。
- 7 合格者の発表等
- (1) 合格通知
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県技能検定協会が昭和46年3月30日(火)に書面で通知する。
- (2) 技能検定合格者の発表等
技能検定の合格者の氏名を昭和46年4月上旬の県公報で公告するほか、合格者には、1級については労働大臣の、2級については鳥取県知事の合格証書を交付する。
- 8 その他
技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取県技能検定協会に問い合わせること。

正 聞

昭和四十五年五月鳥取県知事第4178号長十六郎(保安林予定森林における山の通規について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。